

広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例

広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成十一年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第一条第一項に規定する者をいう。</p> <p>三 保護者 少年法第二条第二項に規定する者をいう。</p> <p>四―七 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年 二十歳未満の者(第十六条及び第十七条を除き、婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>三 保護者 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二条第二項に規定する者をいう。</p> <p>四―七 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。